

離職に伴うお手続きガイド

令和3年1月
夕張市

本書では、離職時に必要となる市役所での各種手続き等についてご案内しております。
ただし、場合によっては不要な手続きや該当とならない制度等もございますので、お手続きの際は、必ず事前に各窓口へお問い合わせください。

目 次

1. 離職時に必要な各種手続き	
(1) 会社から受け取るもの	1
(2) 保険・年金・税金の手続き	1
2. 各種支援等相談窓口	
(1) 保険	
a. 国民健康保険料軽減制度	2
b. 国民健康保険一部負担金の減免等	2
c. 国民健康保険料の減免	3
d. 後期高齢者医療保険料の減免	3
e. 後期高齢者医療一部負担金の減額、免除又は徴収猶予	3
f. 国民年金保険料免除制度	4
g. 介護保険料、介護サービス利用料の減免等	4
(2) 住宅	
a. 夕張市公営住宅へ入居されている方	5
b. 住居確保給付金（家賃の支払いに困り住居を失うおそれが生じている方）	5
(3) 貸付	
※他の貸付制度を利用できない、または、不足が生じる場合に貸付	
a. 教育支援資金	6
b. 福祉資金	6
c. 不動産担保型生活資金	7
d. 総合支援資金	8
e. 市の給付制度	8
f. 他の貸付制度	9
(4) 子育て	
a. 保育所への入所	10
b. 一時預かり事業	10
c. 就学援助制度	10
(5) 就労支援	
a. 資格取得支援	11
b. 創業支援	11

1. 離職時に必要な各種手続き

(1) 会社から受け取るもの（各種手続きの際に必要となります。）

- 離職票－1、－2（2種）※退職後すぐに再就職される人は不要です。
- 雇用保険被保険者証
- 健康保険被保険者資格喪失証明書（国民健康保険等に加入する場合に必要です。）
- 年金手帳
- 源泉徴収票（給与分・退職金分）

(2) 保険・年金・税金の手続き

退職後、再就職するまでに期間がある人は、次の手続きをお願いします。

項目	手続き内容	手続き場所	期日	必要なもの
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求職の申し込み ・ 失業等給付受給申請 	住所を管轄するハローワーク	離職票を受領後、可能な限り早く	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職票－1、－2 ・ 運転免許証等本人確認が可能なもの ・ 求職者給付等払渡金融機関指定届 ・ 写真2枚（縦3cm×横2.5cm） ・ 印鑑 ・ 個人番号確認書類
ハローワークインターネットサービス https://www.hellowork.go.jp/				
健康保険	いずれかを選択してください			
	ご家族の被扶養者になる （ご家族が職場の健康保険に加入しており、その被扶養者に認定できる場合）	ご家族の勤務先	ご家族の勤務先にお問い合わせください	
	健康保険任意継続 （会社で加入している健康保険を引き続き利用できる制度）	会社で加入している健康保険にお問い合わせください	退職日の翌日から20日以内	会社で加入している健康保険にお問い合わせください
国民健康保険 （住民票のある市町で加入、保険料（税）は市町で異なります）	夕張市役所 市民課健康保険係 （窓口②番）	退職日の翌日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑 ・ 健康保険被保険者資格喪失証明書 ・ 個人番号確認書類 ・ 運転免許証等本人確認が可能なもの 	
年金	国民年金の加入 （扶養している60歳未満の配偶者についても手続きが必要です）	夕張市役所 市民課市民係 （窓口①番）	退職日の翌日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑 ・ 年金手帳 ・ 離職票など退職日がわかるもの（お持ちの方）
税金	所得税の確定申告	税務署又は夕張市役所税務課賦課係 （窓口③番）	退職の翌年2月中旬～3月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑 ・ 個人番号確認書類 ・ 運転免許証等本人確認が可能なもの ・ 口座番号などが分かるもの（還付の場合） ・ 源泉徴収票 ・ その他各種証明書
	e-Tax（電子申告）と郵送による申告については、国税庁HP（ http://www.nta.go.jp ）をご覧ください。 ※申告が必要かどうか分からない方は、税務署又は市賦課係にお問い合わせください。			

2. 各種支援等相談窓口

(1) 保険

a. 国民健康保険料軽減制度

国民健康保険に加入した場合、国民健康保険料が軽減されます。
必要なものがあれば加入時に同時にお手続きいただけます。

■対象者：

雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」の場合かつ離職時点で 65 歳未満の人（雇用保険受給者証の右上に「特」、「高」と記載のある方は対象外です。）

参考：雇用保険受給者資格者証の離職理由コード：離職理由

対象となる 離職理由コード	離職理由
1 1	解雇（50を除く）
1 2	天災等の理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
2 1	雇止め（同一の事業主に3年以上雇用）
2 2	雇止め（同一の事業主に3年未満雇用・更新明示あり）
2 3	期間満了（同一の事業主に3年未満雇用・更新可能な旨明示あり）
3 1	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3 2	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3 3・3 4	正当な理由のある自己都合退職（3 1, 3 2以外）

■軽減内容：

保険料算定の際に使用する前年の給与所得を 30% として算定することで、保険料の「所得割」が 70%軽減されます。

■軽減期間：

離職の翌日の属する月から翌年度末まで

■申請に必要なもの：

申請者の印鑑、雇用保険受給資格者証、国民健康保険証

■窓口：

夕張市役所 市民課健康保険係（0123-52-3105 直通）【窓口②番】

b. 国民健康保険一部負担金の減免等

離職等により著しく収入が減少し、一定の要件を満たす場合、医療機関等の窓口で支払う医療費が軽減又は猶予されます。（入院の場合のみ）

■申請に必要なもの：

減免申請書、印鑑、医師の意見書、離職票または雇用保険受給資格者証、世帯全員の前年度及び当該年度の収入状況（労災保険、失業保険、退職金等の収入見込を含む）が分かるもの、資産の状況が分かるもの（預貯金、保険金、換価可能な所有資産など）

■窓口：

夕張市役所 市民課健康保険係（0123-52-3105 直通）【窓口②番】

c. 国民健康保険料の減免

世帯の収入が失業により著しく減少し、生活保護基準額を下回る場合は、保険料が減免になります。

■減免等の内容及び期間：

申請内容を審査し決定

■申請に必要なもの：

減免申請書、印鑑、離職票または雇用保険受給資格者証、世帯全員の前年度及び当該年度の収入状況(労災保険、失業保険、退職金等の収入見込を含む)が分かるもの、資産の状況がわかるもの(預貯金、保険金、換価可能な所有資産など)

■窓口：

夕張市役所 市民課健康保険係 (0123-52-3105 直通)【窓口②番】

d. 後期高齢者医療保険料の減免

後期高齢者医療制度に加入している被保険者やその世帯主が失業(解雇等)した場合、後期高齢者医療保険料が減免される場合があります。

■申請に必要なもの：

減免申請書、印鑑、休廃業または退職したことが分かる書類、世帯全員分の前年度及び当該年度の収入状況が分かるもの、その他収入や資産状況が分かるもの

■窓口：

夕張市役所 市民課健康保険係 (0123-52-3105 直通)【窓口②番】

e. 後期高齢者医療一部負担金の減額、免除又は徴収猶予

離職等により著しく収入が減少し、一定の要件を満たす場合、医療機関等の窓口で支払う医療費が軽減又は猶予されます。

■申請に必要なもの：

申請書、印鑑、収入申告書、医師の意見書、休廃業または退職したことが分かる書類、世帯全員分の現在と直近3か月の収入状況が分かるもの、その他資産状況が分かるもの

■窓口：

夕張市役所 市民課健康保険係 (0123-52-3105 直通)【窓口②番】

f. 国民年金保険料免除制度

保険料免除制度では、申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年所得が審査の対象となりますが、失業を理由とする場合は、失業した人の所得を除外して審査することができます。（特例免除）

■特例免除適用期間：

失業の前月から失業した年の翌々年の6月まで

※世帯主、配偶者の所得が基準以上ある場合は免除にならない場合があります。

■申請に必要なもの：

申請者の印鑑、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証、年金手帳

■窓口：

夕張市役所 市民課市民係（0123-52-3104 直通）【窓口①番】

g. 介護保険料の減免等

世帯の主たる生計維持者の収入が失業等により著しく減少した場合、介護保険料（65歳以上の方の分）が減免や徴収猶予となる場合があります。

■減免等の内容及び期間：

申請内容を審査し決定

■申請に必要なもの：

被保険者の印鑑、介護保険被保険者証、離職票または雇用保険受給資格者証、主たる生計維持者の前年度及び当該年度の収入状況（退職金等、退職後の収入見込を含む）が分かるもの

■窓口：

夕張市役所 保健福祉課介護保険係（0123-52-3164 直通）【窓口⑫番】

(2) 住宅

a. 夕張市公営住宅に入居されている方

入居者及び同居者が離職等により、世帯収入に変動があった場合、夕張市営住宅収入申告書（随時申告用）及び公営住宅使用料減額（免除）申請書を提出することにより、家賃が減額になる場合があります。

■申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証
- ・世帯員の収入金額が確認できるもの

※詳細については、下記までお問合せください

■窓口

夕張市役所 建設課建築住宅係（0123-52-3119 直通）【窓口③③番】

夕張市営住宅管理センター（0123-57-7593 直通）【窓口③②番】

b. 住居確保給付金（家賃の支払いに困り住居を失うおそれが生じている方）

離職、休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、原則3か月の家賃額を夕張市から住宅の貸主に支給します。

■対象者：・離職・廃業後2年以内の方。

- ・給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方。

■支給要件：収入要件、資産要件および求職活動等要件などがあります。

■支給額：家賃額（住宅扶助基準額を上限）

■支給期間：原則3か月（一定の要件を満たす場合には、申請により、三月ごとに九月までの範囲内で支給期間を延長することができます。）

■申請に必要なもの：

①本人確認書類（いずれかの写し）※顔写真のない証明書の場合は二つ以上

- ・運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳（身体障害者手帳など）、各種健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等

②離職関係書類または収入を得る機会が減少し、離職または廃業と同程度の状況にあることを確認できる書類

- ・離職票、解雇通知書、雇用保険受給資格者証、廃業届など

③印鑑

■収入関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する方のうち、収入がある方についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

- ・給与明細書、賃金明細書、預貯金通帳の当該収入の振込の記帳ページ、公的給付等の支給額がわかる書類など

■金融資産関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する方の、申請日の金融機関の通帳等

■賃貸借契約書

賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

■窓口：

地域支援センター「ライフネットゆうばり」 夕張市南清水沢4丁目

（0120-050-750 フリーダイヤル）※受付時間 9:30~17:00

夕張市役所 生活福祉課生活保護係（0123-52-3177 直通）【窓口⑦番】

(3) 貸付

◆生活福祉資金（他の貸付制度を利用できない、または、不足が生じる場合に貸付）

a. 教育支援資金

高等学校、高等専門学校、専修学校、短大、大学に入学または就学するために必要な経費のための貸付

■教育支援費：

例) 授業料、学校納入諸経費、進級時に必要な教科書、通学に係る交通費等

■就学支度費：

例) 入学金、制服、靴、体育費等で学校の指定により、入学時に納入する経費教科書、参考書等で入学時に一括して購入するもの等

資金種類	貸付限度額	措置期間	返済期限	利率
教育支援費	高 校 月 額 35,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内 (貸付額により期間の制限あり)	無利子
	専門学校 月 額 60,000円以内			
	短 大 月 額 60,000円以内			
	大 学 月 額 65,000円以内			
就学支度費	500,000円以内			

■申請に必要なもの

世帯の所得がわかる書類（源泉徴収票、所得証明書等 世帯全員分）
合格通知書の写し、または在学証明書の写し、経費のわかる書類

■窓口：

夕張市社会福祉協議会（0123-56-6004 直通）【老人福祉会館内】

b. 福祉資金

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合の貸付

■緊急小口資金

- ①医療費や介護費の支払い等の生活費が必要なとき
- ②年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- ③転職または一時的な休職による収入減で生活費が必要なとき
- ④公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- ⑤自立相談支援機関の継続的な支援を受けながら、就職活動に交通費など経費が必要なとき

日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる経費のための貸付

■福祉費の内容：

- ①生業（自営業）を営むために必要な経費
- ②技術習得に必要な経費（就職先から技能習得が求められている場合に対象）
- ③住宅の増改築・補修等に必要な経費（風雨等による被害を防止するための補修等）
- ④福祉用具等購入に必要な経費（補聴器等の機能回復訓練器具）
- ⑤障害者用自動車の購入に必要な経費

- ⑥負傷または疾病の療養に必要な経費
(医師の診断書により、傷病者が1年～1年半以内に完治する場合に対象)
- ⑦介護サービス・障害者サービス等を受けるのに必要な経費
(サービス利用料の負担が困難な期間が1年～1年半を超えない場合)
- ⑧冠婚葬祭に必要な経費(未払いの費用に限り対象)
- ⑨住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費(転居の際の初期費等)
- ⑩就職、技能習得等の支度に必要な経費
(就職する場合の初期入居費用等、技能習得する場合の各種学校の入学金等)
- ⑪日常生活上一時的に必要な経費(年金受給権取得経費、出産費用等)

資金種類	貸付限度額	措置期間	返済期限	返済期限
緊急小口資金	100,000円以内	2ヶ月以内	1年以内	無利子
福祉費	500,000円 ～5,800,000円	6ヶ月以内	3年～20年以内	※無利子

※利率は連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%

■窓口：

夕張市社会福祉協議会(0123-56-6004 直通)【老人福祉会館内】

c. 不動産担保型生活資金(65歳以上の方が対象)

居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費。

資金種類	貸付限度額	措置期間	返済期限	利率
不動産担保型生活資金	土地と建物の評価額の7割 (土地評価額が1,000万円以上であること)	契約終了後 3ヶ月以内	措置期間 終了の時	年3%又は長期 プライムレート のいずれか低い 利率
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	土地と建物の評価額の7割 (居住用不動産の評価額が500万円以上であること)			

※土地の評価は、不動産鑑定士が行います。また、土地の評価に係る経費は、借入申込者の負担となります。

※契約の終了時(借受人の死亡時)、基本的には、相続人となる親族の方が、不動産を売却して貸付元利金を償還していただくこととなります。

■窓口：

夕張市社会福祉協議会(0123-56-6004 直通)【老人福祉会館内】

d. 総合支援資金

(失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付を受けられず、生活費を賄えない方が対象)

失業等により、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しに必要な継続的な相談支援(就労支援・家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を受けることにより自立が見込まれる世帯に貸付する資金。

■対象者：(下記のいずれにも該当する世帯)

- ・低所得世帯で、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難。
- ・公的な書類で本人確認ができる。
- ・現に住居を有していること、または生活困窮者自立支援法に規定する住居確保給付金の申請を行い、住宅確保が確実に見込まれる。
- ・社会福祉協議会及び関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意している。
- ・社会福祉協議会が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活と償還(返済)が見込まれる。
- ・失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

資金種類	貸付限度額		措置期間	返済期限	利率
生活支援費 (貸付期間は 12ヶ月以内)	単身	月額 150,000円以内	6ヶ月以内	10年以内	※無利子
	複数	月額 200,000円以内			
住宅入居費	400,000円以内		貸付けの日から 6ヶ月以内		
一時生活再 建費	600,000円以内				

※利率は連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%

■窓口：

夕張市社会福祉協議会 (0123-56-6004 直通)【老人福祉会館内】

e. 市の給付制度

・夕張市奨学資金貸付

経済的な理由により就学が困難な方に対して給付する奨学金

■対象

夕張市民であること且つ大学・短期大学又は高等専門学校4学年以上に在学する方並びに専修学校の専門課程に在学する方

■奨学金

月額3万円(年額36万円)

■窓口：

夕張市役所 教育課教育係 (0123-57-7581)【りすた内】

f. 他の貸付制度

・国の教育ローン（日本政策金融公庫）

■対象

- ・高校・専門学校・短大・大学に就学するために必要な方
- ・お子さまの人数に応じて幅広い世帯収入の方

資金種類	貸付限度額	返済期限	利率
教育一般貸付	350万円以内	15年超18年以内 ※貸付額により、期間の制度あり	1.68%

【お問合せ先】教育ローンコールセンター ☎0570-008656（月～金 9：00～21：00、9：00～17：00）

・日本学生支援機構奨学金

- 経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また経済、社会情勢等を踏まえ学生が安心して学べるよう「貸与型」の奨学金と「給付型」の奨学金があります。

【お問合せ先】奨学金相談センター ☎0570-666-301 月～金 9：00～20：00（土日祝日、年末年始を除く）

・母子父子寡婦福祉資金

■対象

- ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子または男子または寡婦

■貸付資金の種類

- ・事業開始資金 ・事業継続資金 ・修学資金 ・技能習得資金 ・修業資金
- ・就職支度資金 ・医療介護資金 ・生活資金 ・住宅資金 ・転宅資金
- ・就学支度資金 ・結婚支度

■窓口：

夕張市役所 教育課子ども・子育て支援係（担当：母子・父子自立支援員）
(0123-57-7582) 【りすた内】

(4) 子育て

a. 保育所への入所

求職活動による保育所への入所期間は90日以内です。期間中、求職活動に専念してもなお、就労に至らない場合や、世帯収入の減少によって著しく生活が困窮するような場合には、個別に相談に応じます。

- 申請に必要なもの：
求職活動申立書兼誓約書

■窓口：
夕張市役所 教育課子ども・子育て支援係（0123-57-7582）【りすた内】

b. 一時預かり事業

保護者の短時間及び断続的就労や就学、職業訓練等の理由により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった児童について、一時的に預かり、必要な保育を行います。
※入所状況等によっては、お預かりできない場合もありますので事前にご相談ください。

- 対象年齢：
1歳～6歳
- 実施園：
新夕張保育園、清陵保育園、沼ノ沢保育園のうち定員に余裕がある園

■窓口：
夕張市役所 教育課子ども・子育て支援係（0123-57-7582）【りすた内】

c. 就学援助制度

就学援助制度とは、経済的な理由により学用品費や給食費などお子さんの就学に必要な経費の負担が困難なご家庭に対し、必要な援助を行う制度のことです。

- 援助の対象となる世帯（次のいずれかに該当する場合で、申請をされた方）
 - ①生活保護を受けている世帯
 - ②経済的な理由により援助が必要な世帯
- 申請に必要なもの：
 - ①印鑑（認印で可）
 - ②振込を希望する金融機関の名義・口座番号が確認できるものの写し（通帳等）
 - ③前年の源泉徴収票または前年の確定申告書の写し
- 申請方法：
保護者の方が、教育課教育係に、申請書及び必要書類を提出してください。

■窓口：
夕張市役所 教育課教育係（0123-57-7581）【りすた内】

(5) 就労支援

a. 資格取得支援

地域人材の安定した就労支援及び夕張市への定住を促進するため、専門技術等の市が指定する資格を取得する際にかかる受験料や講習受講料等の一部を助成するものです。

■補助対象者：

- ①求職者・・・公共職業安定所を通じた求職活動を行っている方
- ②求職活動準備者・・・求職活動を行う準備をしている方

■補助申請：

取得しようとする資格の受験等の前までに申請してください

※取得後の申請は受け付けません

■申請に必要なもの：

- ①現住所を証明できるもの
- ②資格取得にかかる費用がわかるもの
- ③ハローワークカードの写し

■補助額：資格取得にかかる費用に下記の補助率を乗じた額（上限 10 万円）

- ①一般の方・・・補助率 2/3
- ②女性及び育児中の方・・・補助率 3/4
- ③生活保護受給者及び障がい者手帳を有する方・・・補助率 10/10

※毎年、当該年度内で資格等を取得した場合に限ります

■窓口：

夕張市役所 地域振興課地域振興係（0123-52-3128 直通）【窓口④番】

b. 創業支援

産業振興及び雇用の促進を図るため、発展性をもって市内において起業する新規創業者又は事業を拡大する市内事業者に対して、その初期投資等に係る費用の一部を助成するもの。

■補助対象：

- ①新規創業・・・事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始し、又は新たに法人を設立して当該法人の事業を開始する場合
- ②事業拡大・・・市内において、既に事業を営んでいる個人又は法人が事業を拡大する場合

■補助申請：

事業着手前までに申請してください（やむを得ない理由がある場合はご相談ください）

■申請に必要なもの：

- ①事業計画書及び経費の積算根拠となる資料
- ②税務署受付印のある開業届出書控えの写し（個人の場合）
- ③税務署受付印のある法人設立届出書控えの写し（法人の場合）
- ④許認可等を必要とする業種の場合は、許認可証等の写し

■補助額：

上限 100 万円 ※申請状況に応じ減額となる場合があります

■窓口：

夕張市役所 地域振興課地域振興係（0123-52-3128 直通）【窓口④番】